

## 江別市飲用井戸等衛生対策要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飲用水を供給する井戸等の給水施設の適正な管理、水質に関する検査、汚染時における措置及び汚染防止のための衛生対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 飲用水を供給する井戸等の給水施設並びに水道法(昭和32年法律第177号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)の適用を受けない施設(以下「飲用井戸等」という。)の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)が自らの責任において実施するものとする。

2 市は、北海道と協力し、飲用井戸等の管理における衛生確保が図られるよう設置者等に対し、適正な管理の指導又は助言を行うものとする。

(対象施設)

第3条 この要領において対象とする施設は、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たす飲用井戸等とする。

(1) 地下水、河川水(伏流水を含む。以下同じ。)、湖沼水又は湧水を水源とし、個人住宅に居住する者に飲用水を供給する施設(以下「個人用飲用井戸等」という。)

(2) 地下水、河川水、湖沼水又は湧水を水源とし、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者の用(以下「共同用」という。)に飲用水を供給する施設(以下「共同飲用井戸等」という。)

(3) 地下水、河川水、湖沼水又は湧水を水源とし、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等の用(以下「業務用」という。)に飲用水を供給する施設(以下「業務用飲用井戸等」という。)

(4) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受けた水に地下水、河川水、湖沼水又は湧水を混合した水を水源とし、飲用水を供給する水槽を有する施設(以下「混合受水槽水道」という。)

(飲用井戸等の管理)

第4条 市は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市は、設置者等及び使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、飲用井戸等の管理の適正を確保するため、設置者等の協力を求め、飲用井戸等の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

(飲用井戸等の衛生管理対策)

第5条 設置者等は、飲用井戸等の衛生を確保するため、次に掲げるところにより衛生対策等を行うものとする。

(1) 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入り、動物を飼育し、又は動物のふん尿等汚染源となる物質を搬入しないよう清潔保持に努めること。

(2) 飲用井戸等は、汚染排水施設(排水溝、排水管、汚水貯留槽等)又は汚物貯留槽(便槽、浄化槽等)等から水平距離で5メートル以上離し、かつそれらが汚染源とならないように、管理状況の把握に努めること。

(3) 農薬、油類、各種薬品等飲用水を汚染するおそれのあるものを飲用井戸等の周囲に散布、放置等しないよう努めること。

(4) 飲用井戸等の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸入管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽、取水ぜき、湧出口周辺の囲い等)について、定期的に点検を行い、汚染の防止に努めること。

(飲用井戸等の構造)

第6条 飲用井戸等の構造は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 地下水を水源とする飲用井戸等の設置者等は、汚染を防止するため、井戸を深井戸とするよう努めること。

(2) 個人用飲用井戸等、共同飲用井戸等及び業務用飲用井戸等で地下水を水源とするものにあつては、原則として、ケーシングを地表面又は床面から30センチメートル以上立ち上げ、井筒の周囲に汚染防止壁等を設け、又は井戸を建物内(井戸小屋を含む。)に設けること。

- (3) 個人用飲用井戸等、共同飲用井戸等及び業務用飲用井戸等で湧水を水源とするものにおいては、湧出口に囲いを設け、雨水等が混入しないよう汚染防止に努めること。
  - (4) 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものに限る。）においては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること。
  - (5) 個人用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものを除く。）においては、塩素滅菌機を整備し、飲用水の消毒に努めること。
- （施設の維持管理）

第7条 飲用井戸等の維持管理は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる施設に受水槽又は高置水槽を設けている施設の設置者等は、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。
  - (2) 前号に基づく管理のうち、水槽の清掃については、建築物飲料水貯水槽清掃業の北海道知事登録業者に依頼するよう努めること。
  - (3) 業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（業務用への給水があるものに限る。）については、それらの構造及び維持管理に関する必要な帳簿等を備え、常に整理しておくこと。
- （飲用井戸等の水質検査）

第8条 設置者等は、飲用井戸等の衛生を確保するため、次に掲げるところにより水質検査を行うものとする。

- (1) 飲用水の色、濁り、臭い及び味について1日に1回以上自ら確認し、異常を認めたときは、必要に応じて市の指導を受けるとともに、別表第1に示す必要な項目に関する臨時の水質検査を行うこと。
  - (2) 設置者等は、別表第2に示す定期の水質検査を行うこと。
  - (3) 設置者等が水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うことを原則とする。ただし、検査項目のうち可能なものについては、建築物飲料水水質検査業の北海道知事登録業者に依頼して差し支えないこと。
  - (4) 新たに飲用井戸等を設置する場合には、給水開始前に、別表第3に示す水質項目に関する検査を実施し、検査項目が水質基準に適合していることを確認すること。
- （飲用井戸等の汚染防止対策）

第9条 市は、有害物質及び病原生物による汚染を防止するため必要に応じて、前条の水質検査を行うとともに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 業務用飲用井戸等の立入調査を行い、施設、水質検査等の改善指導を行うこと。
- (2) 関係機関等と地下水汚染に関する情報交換を行い、飲用井戸等が汚染されるおそれがある場合には、設置者等に指導を行うこと。
- (3) 地下水の汚染実態を把握し、汚染対策を効果的に進める調査研究に努めること。

2 設置者等は、飲用井戸等の水源の種類等に応じて、有害物質及び病原生物の汚染対策を次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 有害物質による汚染対策 次に掲げるところによるものとする。
  - ア 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものに限る。）の設置者等は、トリクロロエチレン等、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素その他の有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じて、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置する等の必要な対策を講ずること。
  - イ 個人用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものを除く。）の設置者等は、有害物質による汚染を防止するため、水源の水質に応じて、有害物質を適切に除去する浄化装置を設置する等の必要な対策を講ずるよう努めること。
  - ウ 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（業務用への給水があるものに限る。）に有害物質を除去する浄化装置を設置している設置者等は、自ら装置の管理を行い、又は取扱責任者を定めて適正管理に努めること。
- (2) 病原生物による汚染対策 次に定めるところによるものとする。
  - ア 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものに限る。）の設置者等は、エキノкокクス虫卵及びクリプトスポリジウム等の病原生物に

よる汚染を防止するため、水源の水質に応じて、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を講ずること。

イ 個人用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものを除く。）の設置者等は、病原生物の汚染を防止するため、水源の水質に応じて、病原生物を適切に除去する装置、ろ過設備を設置するなど必要な対策を講ずるよう努めること。

ウ 共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるものに限る。）に病原生物を除去する装置、ろ過設備を設置している設置者等は、自ら装置の管理を行い、又は取扱責任者を定めて適正管理に努めること。

（汚染が判明した場合の措置）

第10条 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市に報告し、指示を受けるものとする。

2 設置者等は、水質検査の結果、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準を超える汚染が判明したとき、又はクリプトスポリジウム指標菌が検出されたときは、市に報告し、指示を受けるものとする。

3 市は、飲用井戸等の汚染を発見したとき、又は前2項の報告を受けて、飲用井戸等に汚染のおそれがあると判断したときは、施設を立入調査し、設置者等に対し、次に掲げる指導を行い、その改善状況を確認するものとする。

（1）水道給水区域内においては、水道水に切り替えること。

（2）水道給水区域外においては、汚染されていない水源への切り替え、又は汚染原因を除去する措置を講じて飲用に供すること。

（3）前2号に規定する措置を講ずるまでの間は、飲用には他の安全な水を供すること。

4 市は、前項の規定に基づく立入調査等から、汚染経路の把握に努め、飲用井戸等が広い範囲で汚染されていると判断したときは、汚染のおそれのある飲用井戸等の利用者に広報及び指導を行うものとする。

5 市は、水源が広い範囲で汚染され、多くの飲用井戸等の利用者の健康に影響を及ぼすおそれがあると判断したときは、この要領に定めるもののほか、緊急の対策を講ずるものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、飲用井戸等の管理、水質に関する検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策に関し必要な事項は、生活環境部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月20日）

この要領は、平成29年10月20日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

	項目	基準値
1	一般細菌 大腸菌 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン 有機物（全有機炭素（TOC）の量） pH値 味 臭気 色度 濁度	集落数100/ml以下であること。 検出されないこと。 0.04mg/l以下であること。 10mg/l以下であること。 200mg/l以下であること。 3mg/l以下であること。 5.8以上8.6以下であること。 異常でないこと。 異常でないこと。 5度以下であること。 2度以下であること。
2	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 四塩化炭素 ジクロロメタン シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 1,4-ジオキサン ベンゼン	0.01mg/l以下であること。 0.01mg/l以下であること。 0.002mg/l以下であること。 0.02mg/l以下であること。 0.04mg/l以下であること。 0.05mg/l以下であること。 0.01mg/l以下であること。
3	クリプトスポリジウム ジアルジア 大腸菌 嫌気性芽胞菌（ウエルシュ菌芽胞）	検出されないこと。ただし、クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる施設が整備されている場合を除く。

備考 クリプトスポリジウム及びジアルジアの水質検査は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき必要に応じて実施すること。

別表第2（第8条関係）

水質検査名	施設名		共同飲用井戸等、業務用飲用井戸等及び混合受水槽水道（共同用及び業務用への給水があるもの）		個人用飲用井戸等及び混合受水槽水道（個人住宅への給水があるもの）	
	地下水施設	他の施設	地下水施設	他の施設	地下水施設	他の施設
トリクロロエチレン等水質検査	3年以内ごとに1回行う。		3年以内ごとに1回行うことが望ましい。			
一般水質検査	1年以内ごとに1回行うこと。		1年以内ごとに1回行うことが望ましい。			
クリプトスポリジウム指標菌検査等	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」により汚染のおそれのレベルに応じた頻度で行う。		「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」により汚染のおそれのレベルに応じた頻度で行うことが望ましい。			
簡易水質検査	定期清掃の直後に行うことが望ましい。（混合受水槽水道の受水槽又は高置水槽を第7条第1号に基づく清掃を実施した場合）					

備考 1 「地下水施設」とは、飲用井戸等、混合受水槽水道のうち、地下水を水源又は受水槽に混合する施設を示し、「他の施設」とは地下水以外を水源又は受水槽に混合する施設を示す。  
2 トリクロロエチレン等水質検査とは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち、別表第1の2の項に掲げる項目その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果から判断して検査が必要な項目に関する水質調査を示す。

- 3 一般水質検査とは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち、別表第1の1の項に掲げる項目その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果から判断して検査が必要な項目に関する水質調査を示す。
- 4 クリプトスポリジウム指標菌検査等とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」による原水のクリプトスポリジウム指標菌等（別表第1の3に掲げる項目）の水質検査を示す。
- 5 簡易水質検査とは、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）第2-1(4)に規定する基準に関する水質検査を示す。

別表第3（第8条関係）

必須項目	別表第1の1の項に掲げる項目
実施することが望ましい項目	水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる項目（別表第1の1の項に掲げる項目を除く。）。ただし、消毒を行っていない場合には塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒド（ただし、当該飲用井戸周辺の地下水等よりこれらの物質が検出されているものを除く。）を、また、水源が湖沼その他の水が停滞しやすい表流水でない場合には（4 S, 4 a S, 8 a R）-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4 a（2 H）-オール（別名ジェオスミン）及び1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2,2,1] ヘプタン-2-オール（別名2-メチルイソボルネオール）を省略することができる。